

## 第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部 水道事業所	東北農政局 宮城県 関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

### 第2 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 2 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。
- 3 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう、広報紙、パンフレット等により啓発に努める。
- 4 市は大規模な地震災害が発生した場合の被害を想定し、計画的に必要なとされる食料の備蓄に努める。備蓄にあたっては、避難所を勘案した現物による分散備蓄や流通備蓄について配慮する。

### 第3 食料及び生活物資の確保

#### 1 食料の確保

- (1) 市は、被害想定などを参考にしながら、最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、みやぎ生協、スーパーなどとあらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。
- (2) 市は、緊急時において食料等が必要となった場合は、県及び東北農政局に対して食料等の供給を要請する。

## 2 生活物資の確保

市は、県が公表した第三次地震被害想定調査結果(平成16年3月)などを参考にしながら、最小限の生活物資の備蓄に努める。

また、応急生活物資を供給するため、みやぎ生協、スーパーなどとあらかじめ、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

## 第4 飲料水の確保

### 1 飲料水及び応急給水資機材等の確保

(1) 市は、初期応急飲料水用給水源として、防災拠点施設となる各総合支所を中心に、飲料水兼用耐震防火水槽(100t級)の整備を促進する。

なお、この施設はその後の給水車等による応急給水の一括受入れ施設となるよう、必要な付帯設備の整備を行う。

(2) 市は、被害想定などを参考にしながら、計画的に飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(3) 市は、配水池等に緊急遮断弁等を設置して「応急給水源」としての確保を図るよう整備する。なお「応急給水源」として確保すべき配水池等の選定は、地域的バランス、応急給水方法等を考慮して行う。

(4) 市は、応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等給水用資機材の整備・強化を図る。

(5) 普段飲料用に使用されている個人の井戸等を対象として、災害時における井戸水供給協力の要請、指定拡大・保持に努める。

(6) 市は、災害発生時における対応マニュアルを作成する。

- |                                   |                               |                                   |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常時出動体制  | <input type="checkbox"/> 応急給水 | <input type="checkbox"/> 水道施設応急復旧 |
| <input type="checkbox"/> 応援・支接受入れ | <input type="checkbox"/> 災害記録 | <input type="checkbox"/> 広報       |
|                                   |                               | <input type="checkbox"/> 応援出動     |

### 2 相互応援・協力体制の整備

(1) 市は、災害発生後の応急給水及び水道施設の迅速かつ効果的な復旧を行い、供給の段階的拡大を図るため、日本水道協会宮城県支部との相互応援・協力体制の確立に努める。

(2) 市は、市指定水道工事業者、その他関連組織・関連業者と災害時における協力に関する要項を作成し、応急給水及び応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。

(3) 市は、災害時における、効果的な応急給水用飲料水と消防水利の確保を図るための連携のあり方について、総務部、水道事業所、消防本部で検討する。

## 第18節 ボランティアの受入れ

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	東北地方整備局 宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） 登米市社会福祉協議会 ボランティア関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

先の阪神・淡路大震災や新潟中越地震など、近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たしている。このため、ボランティアの民間団体等は、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市及び防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、市と民間団体等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

### 第2 災害ボランティアの定義と役割

#### 1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

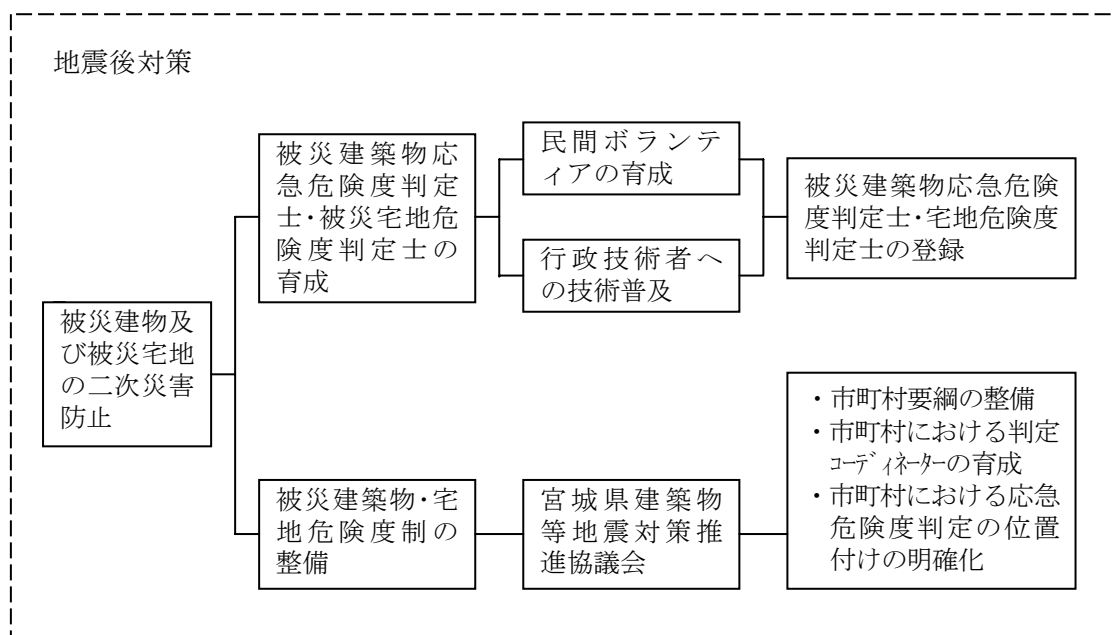
#### 2 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、職能によって医師や看護師、通訳など専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと避難所の運営、炊出し等の生活支援を行う、一般ボランティアに区分される。

災害ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	専門的な知識を要する業務
① 避難所の運営	① 救護所等での医療、看護、保健予防
② 炊出し、食料等の配布	② 被災建築物の応急危険度判定
③ 救援物資等の仕分け、輸送	③ 被災宅地の危険度判定
④ 高齢者、障害者等の介護補助	④ 外国人のための通訳
⑤ 清掃活動	⑤ 被災者へのメンタルヘルスケア
⑥ その他被災地での軽作業	⑥ 高齢者、障害者等への介護
	⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
	⑧ 公共土木施設の調査等
	⑨ その他専門的な技術・知識が必要な業務

[宮城県建築物地震防災総合フロー（部分）]



### 第3 災害ボランティアの受入れ体制

#### 1 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。また、災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として、平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが設立されている。

本市における災害発生時の一般ボランティアの受入れは、登米市社会福祉協議会が中心となって担うものとし、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターなど関係団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組みを行う。

##### (1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所及び責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受・発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに、必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

(4) ボランティア保険の加入の勧誘

社会福祉協議会はボランティア活動中の事故に備え、赤十字防災ボランティア保険についての広報をするなど、赤十字防災ボランティア保険への加入の勧誘を行う。

□ 災害ボランティアセンターに係る関係機関の役割（平常時）

機 関 名	役 割
市社会福祉協議会	① 要援護者のニーズの把握 ② 要援護者への災害時の支援計画の策定 ③ 行政・防災関係機関との連携強化 ④ 地域住民に対する災害ボランティア研修の実施 ⑤ 社会福祉施設・日赤分区との連携強化 ⑥ 市災害ボランティアセンター立ち上げの準備（場所の確保、役割分担、資機材リストアップと調達方法の確認、受入れ手順確認、書式の作成等）及び訓練の実施 ⑦ 災害ボランティアコーディネーター養成講座への参加 ⑧ 災害ボランティアセンター運営研修会への参加
市（市民生活部）	① 市災害ボランティアセンターの立ち上げ準備及び平常時の取組みに対する支援 ② 災害ボランティアの受入れ体制と活動体制の整備に関する調整と支援

2 市の支援

市は、一般ボランティアの受入れ体制づくりについて、登米市社会福祉協議会、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

なお、大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、県及び市、市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を交わしている。